

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十四年四月十六日第四号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二 号		建築基準法 第四十二条 第一項第四号	令和七年六月二十日	指定の取消し の 年 月 日	指定の取消し に 係 る 道 路 の 種 類	取消番号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十一番から 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十二番六ま で	二十五・〇	四・〇	指定の取消しに係る 道 路 の 延 長 （単位メートル）	指定の取消しに係る 道 路 の 幅 員 （単位メートル）	指定の取消し に 係 る 道 路 の 種 類	指定の取消し に 係 る 道 路 の 種 類
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二番一まで	二十九・〇	五・〇	指定の取消しに係る 道 路 の 延 長 （単位メートル）	指定の取消しに係る 道 路 の 幅 員 （単位メートル）	指定の取消し に 係 る 道 路 の 種 類	指定の取消し に 係 る 道 路 の 種 類
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保千五百二十番八まで	三十六・〇	二・九〇三・一	指定の取消しに係る 道 路 の 延 長 （単位メートル）	指定の取消しに係る 道 路 の 幅 員 （単位メートル）	指定の取消し に 係 る 道 路 の 種 類	指定の取消し に 係 る 道 路 の 種 類
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百二十一番から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百十二番ま で	八十三・七〇	六・〇	指定の取消しに係る 道 路 の 延 長 （単位メートル）	指定の取消しに係る 道 路 の 幅 員 （単位メートル）	指定の取消し に 係 る 道 路 の 種 類	指定の取消し に 係 る 道 路 の 種 類
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百十二番から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百十一番一ま で	五十一・〇	六・〇〇六・二	指定の取消しに係る 道 路 の 延 長 （単位メートル）	指定の取消しに係る 道 路 の 幅 員 （単位メートル）	指定の取消し に 係 る 道 路 の 種 類	指定の取消し に 係 る 道 路 の 種 類
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百二十七番か ら埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百十一番一 まで	百十五・〇	〇・六〇三・五	指定の取消しに係る 道 路 の 延 長 （単位メートル）	指定の取消しに係る 道 路 の 幅 員 （単位メートル）	指定の取消し に 係 る 道 路 の 種 類	指定の取消し に 係 る 道 路 の 種 類